

◇各種公共料金について

〔国民健康保険税〕※令和6年4月1日現在

国民健康保険税は、国民健康保険に加入されている人を基礎に世帯ごとで計算されます。算定方法は、下記の区分に基づき算定され、その合計が年間の税額になります。

区 分	課税対象	医療分 税率	後期高齢者 支援金分 税率	介護分 税率 *
所 得 割	前年中の総所得から基礎控除 43万円を差し引いた額	5.5%	2.1%	1.8%
均 等 割	国民健康保険加入者 1人につき	21,000円	8,100円	12,000円
平 等 割	1世帯につき	15,000円	5,800円	—円
課税限度 (上記4つの合計額の限度額)		63万円	19万円	17万円

*介護分は、国民健康保険加入者の内、40歳以上65歳未満の方のみ対象で、医療分・後期高齢者支援金分に加算されます（それ以外の方の所得や人数などは、介護分の計算には影響しません）。

〔介護保険料〕 ※令和6年4月1日現在

介護保険料は、低所得者への負担が大きくなりすぎないように、段階的に調整されています。
下田市の介護保険料は下記の表のとおりです。

区 分			保険料率	年額	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.285 (軽減措置後)	18,800円
第2段階			本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.485 (軽減措置後)	32,000円
第3段階			本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.685 (軽減措置後)	45,200円
第4段階	本人が住民税非課税	世帯課税	本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.900	59,400円
第5段階			本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.000	66,000円
第6段階	本人が住民税課税		本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.200	79,200円
第7段階			本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.300	85,800円
第8段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.500	99,000円
第9段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.700	112,200円
第10段階			本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.900	125,400円
第11段階			本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.100	138,600円
第12段階			本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.300	151,800円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上	2.400	158,400円	

【後期高齢者医療保険料】※令和6年4月1日現在

75歳以上の方（65歳以上の一定の障害をお持ちの方を含む）が加入する高齢者の医療制度です。全ての世代でその能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことができるように医療制度改正が行われました。

【令和6・7年度の保険料率等】

区分	率・額
I 所得割額	9.49%（※1）
II 均等割額	47,000円

○年間保険料の計算方法（限度額80万円（※2））

年間保険料＝「所得割額：（前年の総所得金額等－基礎控除額43万円）×9.47%」＋
「均等割額：47,000円」（100円未満切り捨て）

※1 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度の所得割率は、8.80%とする。

【賦課限度額が引き上げられます】

中間所得者層の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げられました。

令和6・7年度：80万円（※2）

※2 令和6年度の賦課限度額は、次の者につき73万円とする。

- ・昭和24年3月31日以前に生まれた者
- ・令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の認定（障害認定）を受け、被保険者の資格を有している者。ただし、昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた広域連合の区域内に住所を有しなくなった者を除く。

○均等割の軽減対象が拡大されます！

均等割額の5割軽減及び2割軽減について、所得の低い方の負担軽減を図るため、軽減判定所得基準額が引き上げられ、軽減対象が拡大されました。

均等割額の軽減判定所得基準額（世帯主及び世帯の全ての被保険者の総所得金額等の合計）

区分	令和6年度
5割軽減	43万円＋29万5千円×被保険者数
2割軽減	43万円＋54万5千円×被保険者数

〔水道料金〕 ※令和6年4月1日現在

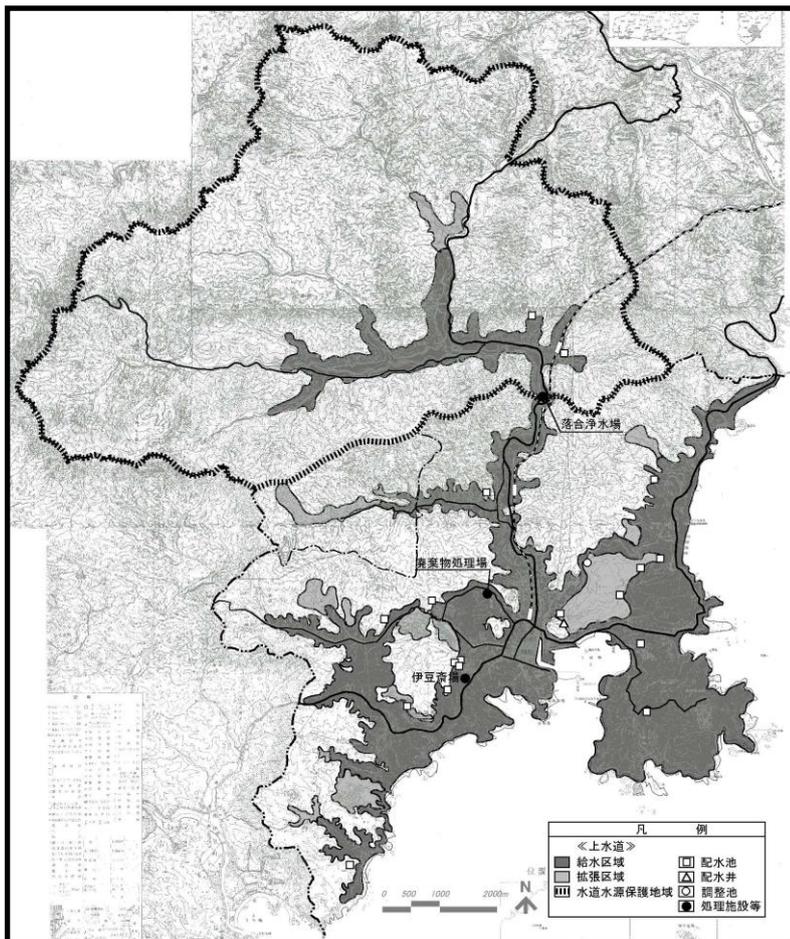
＜水道使用料金(普通給水)＞

この料金表は消費税法に基づく総額表示（消費税相当額を含む金額）であるため、1円未満の端数処理の関係により、この表で求めた金額と実際の請求額が異なる場合がございます。

※令和3年4月1日より総額表示が義務付けられています。

口径 (mm)	基本料金	超過料金（1 m ³ につき）				
		0～10 m ³	11～ 20 m ³	21～ 50 m ³	51～ 100 m ³	101～ 200 m ³
13	1,166 円	148 円	166 円	184 円	214 円	243 円
20	2,946 円					
25	4,543 円					
30	6,140 円					
40	12,281 円					
50	18,421 円					
75	46,055 円					
100	76,760 円					

《上水道区域》 ※概要図です。具体的な接続については個別に確認をしてください。



〔下水道料金〕 ※令和6年4月1日現在

下水道使用量の算出は、使用水量によって決定します。

- ・ 上水道の場合は、上水道の使用量(水道検針値)
- ・ 上水道以外の水(井戸水、温泉水など)を使用した場合は、その使用水量。

基本使用料		超過使用料（排除汚水量 1 m ³ につき）	
10 m ³ まで	1,320 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	165 円
		20 m ³ を超え 50 m ³ まで	176 円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	187 円
		100 m ³ を超え 200 m ³ まで	198 円
		200 m ³ を超えるもの	209 円

《下水道区域》 ※概要図です。具体的な接続については個別に確認をしてください。

